

女性活躍推進法に関する制度改正

- ・女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

A：労働者に占める女性労働者の割合 58.4%

男性 169 人 女性 237 人 合計 406 人

B：男女の賃金の差異

区 分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	89.9%
正社員	84.8%
パート・有期社員	95.5%

- ・職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

C：男女の平均継続勤続年数の差異 2年2ヶ月

男性 9年2ヶ月 女性 7年2ヶ月

対象期間 令和3年8月1日～令和4年7月31日

令和4年9月12日